

## パブリック・コメント手続における御意見を踏まえた反映事項

パブリック・コメント手続きの結果を踏まえ、調布市バリアフリーマスタープラン及び基本構想（案）を次のとおり修正・追記しています。

No.	変更理由	ページ	変更後←←←	←←←変更前
<b>ア バリアフリーマスタープラン～移動等円滑化促進方針～（案）</b>				
1	ア No.2「マスタープランと基本構想を定めることによつて、これまでの旧基本構想と何が変わるのか」との意見を踏まえて修正	マスタープランp.5 基本構想p.5	策定の背景と目的 「 <b>改正バリアフリー法に基づき内容の見直しを行い</b> 、バリアフリー化を促進する地区とその方針について定める「調布市バリアフリーマスタープラン」（以下「マスタープラン」という。）と、令和3年度以降の移動等円滑化に向けた具体的な事業を位置づける「調布市バリアフリー基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定しました。」	策定の背景と目的 「 <b>改正バリアフリー法に基づき</b> 、地区設定や移動等円滑化の促進に関する事項について定める「調布市バリアフリーマスタープラン」（以下「マスタープラン」という。）と、令和3年度以降の移動等円滑化に向けた具体的な事業を位置づける「調布市バリアフリー基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定しました。」
<b>イ バリアフリー基本構想【調布駅・布田駅・国領駅周辺地区】～地区別計画～（案）</b>				
2	イ No.21「総合福祉センターの特定事業内容で「施設移転に合わせ～」の表現が不適切である」との意見を踏まえて修正	基本構想p.51	総合福祉センターの特定事業内容 「 <b>総合福祉センターの整備に関する検討と連携を図り</b> 、高齢者、障害者等の多様な利用者の状況や共通の配慮事項を踏まえ、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を行います。」	総合福祉センターの特定事業内容 「 <b>施設移転に合わせ</b> 、高齢者、障害者等の多様な利用者の状況や共通の配慮事項を踏まえ、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を行います。」
<b>オ 計画全般に対する意見</b>				
3	オ No.49「京王バスの路線バスは、ノンステップ化が100%ではない」との意見を踏まえ、京王電鉄バス株式会社に確認した上で修正	マスタープラン p.18	京王バスのノンステップバスの導入率について、調布営業所「 <b>91.5%</b> 」、府中営業所「 <b>97.8%</b> 」に修正し、その他台数等についても更新した。	京王バスのノンステップバスの導入率について、調布営業所「 <b>100%</b> 」、府中営業所「 <b>99.2%</b> 」としていた。
4	オ No.54「基本構想に掲載の道路特定事業の経路番号は何を指しているのかわからない」との意見を踏まえて修正	基本構想p.26, p.84 p.112	基本構想の道路特定事業の項に「道路特定事業に示す経路番号は○ページの重点整備地区図に記載の経路番号に対応しています。」との記載を追加しています。	(記載なし)
5	オ No.55「盲導犬に関する対応を記載するべき」との意見を踏まえて修正	マスタープラン p.69	市全域で取り組む心のバリアフリーの促進に関する事項 「公共施設や飲食店等においても、 <b>身体障害者補助犬使用者の受入拒否を行わないなどの適切なサービスを提供できるよう</b> 施設設置管理者等による障害理解や適切な人的対応等について、職員、従業員等に教育するとともに、高齢者、障害者等が利用しやすいよう施設・設備の充実が求められます。」	市全域で取り組む心のバリアフリーの促進に関する事項 「公共施設や飲食店等においても、 <b>適切なサービスを提供できるよう</b> 施設設置管理者等による障害理解や適切な人的対応等について、職員、従業員等に教育するとともに、高齢者、障害者等が利用しやすいよう施設・設備の充実等が求められます。」
		基本構想p.128	市全域で取り組む教育啓発特定事業 「 <b>市民や職員、従業員等</b> を対象とした心のバリアフリーの教育・啓発を実施します（障害理解、適切な対応等）。」	市全域で取り組む教育啓発特定事業 「 <b>市民や職員等</b> を対象とした心のバリアフリーの教育・啓発を実施します（障害理解、適切な対応等）。」